# 令和2年度 第3回 鎌倉市下水道事業運営審議会会議録

- 1 日時 令和2年(2020年)10月8日(木)14時20分~17時
- 2 場所 山崎浄化センター 1階 会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員

堀江信之会長(一般社団法人日本下水道施設業協会)、中川直子副会長(中央大学理工学研究科)、北原圀彦(市民公募委員)、鈴木淳(大倉設備工業株式会社)、長坂祐司(東京地方税理士会鎌倉支部)、松山豊司(市民公募委員)立川直(神奈川県企業庁鎌倉水道営業所)、三宅十四日(日本下水道事業団関東・北陸総合事務所)

(2) 幹事及び担当課職員

樋田都市整備部長、保住都市整備部次長兼都市整備総務課長、加藤都市整備 部次長兼下水道河川課担当課長、森田浄化センター所長、持田共創計画部次 長兼企画計画課担当課長、吉田財政課長

(3) 事務局

都市整備総務課 岩﨑課長補佐、山田担当係長、根本主事

#### 4 議題

- (1) 下水道事業における経営戦略の策定について 幹事から、鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)について概要の説明を行った 後、質疑応答が行われた。
- (2) その他 パブリックコメントの実施と今後の日程について説明を行った。

## 5 会議の概要

(会 長) 定刻となりましたので、令和2年度第3回鎌倉市下水道事業運営審議会 を開会させていただきます。初めに、事務局から委員の出席状況等の報 告を願います。

(事務局)まず、本日の委員の出席状況について報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、審議会委員8名中、8名の出席をいただいており、鎌倉市下水道事業運営審議会条例第7条に規定する、定足数に達しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日の傍聴について報告いたします。本日の審議会は、感染予防対策のため傍聴者の募集を行っておりません。そのため本日の傍聴者はありません。

なお、本日の会議につきましては、感染予防対策としての室内換気を 行うため、会議中に事務局から休憩の提案をさせていただきます。

続いて、会議資料の公開について報告いたします。

審議会資料につきましては、公開することとなっておりますので、御 承知おきください。

続きまして、令和2年度第2回審議会の会議録について報告いたします。本来であれば、予め審議会の委員の皆様に会議録をお送りし、内容を御確認いただき、本日の審議会で会議録の御承認をいただくのですが、後日、委員の皆様に郵送でお送りさせていただきますので、内容について御確認いただき、恐れ入りますが、訂正等については10月23日までに事務局にお申し出ください。

皆様から御指摘頂いた修正等につきましては、事務局で必要な作業を 行った後、資料と合わせてホームページで公開させていただきます。

### (特に異議はなし)

続きまして本日の配付資料について、御確認願います。 本日の資料は、

資料1 鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)

資料2-1 鎌倉市下水道事業収支見通し(試算) 使用料を改定しないパターン

資料2-2 鎌倉市下水道事業収支見通し(試算) 使用料を改定するパターン

の3種です。

また、机上に参考資料として、

参考1 鎌倉市下水道マスタープラン

参考2 鎌倉市下水道中期ビジョン

を1つのファイルに

参考3 鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画

参考4 社会基盤施設白書(平成30年度版)

それぞれをファイルに綴じ込み置かせていただきました。また、

参考5 「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について

参考6 経営戦略策定・改定ガイドライン

参考7 経営戦略策定・改定マニュアル (下水道事業部分を抽出)

参考8 経営戦略の策定・改定について

を1つのファイルに綴じ込み置かせていただきました。

御確認をお願いいたします。

なお、これまでに開催いたしました、当審議会資料を参考として置か せていただいております。

御確認を御願いいたします。

# (特に異議はなし)

(会長)では、会議を進めます。

「下水道事業における経営戦略の策定について」を議題といたします。 資料に基づき、説明をお願いいたします。

(幹 事) 資料 1 鎌倉市下水道事業における経営戦略の素案について、御説明します。

前回お配りした素案からの主な変更点を説明させていただきます。全体としては加筆、修正を行うとともに、重複して記載された内容を整理し、グラフや図表を追加いたしました。お手元にはA4・1枚で、前回運営審議会の修正内容についてもお配りしています。

1ページを御覧ください。経営戦略策定の必要性を感じられるように 下水道事業を取り巻く環境の変化、事業運営が一層厳しさを増す事を加 えています。

『私たちの暮らしの基本を支えるインフラ施設は、災害など問題が発生しなければ認識されませんが、家や車と同様に、点検整備をしながら古くなれば取替が必要です。通常コンクリートは適切に点検・補修すれば50年、設備は15年もつと言われています。現在、市の汚水管延長は約490km(鎌倉-大阪間)、雨水管は約240kmとなり、七里ガ浜・山崎両下水道終末処理場、6箇所の中継ポンプ場、7箇所の調整池と、膨大な施設が本格老朽化時代を迎えて改築更新が追い付かない状況であり、近年汚水流出事故も発生しています。

過去に投資した企業債の返済も残る中、人口は減少に転じており、膨大な施設の点検・補修、改築更新をいかに進めて、安全・快適に暮らし続けながら、まちを子どもたちに引き継ぐか、30年先を見据えて、今後10年の下水道投資・財政のあり方を考え、「鎌倉市公共下水道経営戦略」としてまとめます。』という文章を加えております。

また2ページには、鎌倉市が平成30年にSDGs未来都市に選定されていますので説明を加えました。

3ページからは事業概要として市の特色を記載しており、内容は多少の修正を加えています。

4ページには鎌倉市が普通地方交付税の不交付団体である事を記載しました。市の財政を知る上での指数として、財政力指数があります。標準的な行政サービスを行うための財源が市税収入で賄えているかを示すもので、鎌倉市は賄えていると判断される指数1を超えているため、普通地方交付税が交付されない不交付団体です。

下水道事業における市債の償還にも、交付団体は交付税を財源とすることが出来ますが、鎌倉市は不交付団体のため、市債の償還は全額を市費で賄うことになります。

次に9ページを御覧ください。「(3)投資・施設」では、「①これまでの投資」を記載しています。グラフは過去の投資分を棒グラフで、累計投資額を折れ線グラフで表しています。平成25年度の累計は約1,782

億円になります。その下の表は各施設別の投資額を表しており、平成31年度の公営企業会計に移行時の固定資産高は約934億円となっています。17ページは、今までの審議会でも説明を行っていますが、「①下水道財政の仕組み」について記載しています。

18 ページには、官公庁会計と公営企業会計の違いを図で表しました。 21 ページでは、先日の市議会 9 月定例会において、令和元年度の下水 道事業会計決算が認定されたため記載しています。ただ、一般の方には 理解しにくい内容ですので、23 ページ、24 ページに令和元年度の下水道 収支を月収 30 万円の家庭に例え表しています。

上の円グラフは収入を表しています。収入30万円のうち給料及びパート収入が約13万円、家族からの援助、国からの生活支援が約11万円、ローンの借り入れが約6万円となっております。

下の円グラフは支出を表しています。支出30万円のうち、ローンの元金返済及び利子が約20万円、家のリフォーム代が約2万円、食費、衣料品費、光熱水費・家財修理費が約8万円となっており、支出の約67%をローン返済に充てられていることが分かります。

25 ページから 29 ページにかけては、「(6)課題の整理」として今までの課題を説明してまいりましたが、加えて経営比較分析の説明や、平成 18 年 10 月運営審議会からの下水道使用料適正化について更新内容を追記しています。

33ページから38ページにかけまして、「4投資・財政計画」を記載しており、34ページには「(2)投資計画 ③最適・平準化・広域化」のなかで、広域化について神奈川県と県内市町村が構成員となって、神奈川県汚水処理事業広域化・共同化検討会を設置し、会議が行われていることを記載しています。また、「④体制・民活・技術力」のなかで、既に下水道終末処理場の運転業務は民間委託を行っていますが、維持管理を加えて複数年契約を行う包括的民間委託を検討すること、管きょにおいても点検・調査・突発的修繕を包括して複数年契約を導入することを検討すると記載しています。

36ページには「(3) 財政計画 ⑤資産活用」として、平成23年度に行った七里ガ浜、山崎両下水道終末処理場の利活用エネルギーについて検討した内容を記載しています。七里ガ浜では太陽光発電、山崎では下水熱焼却廃熱利用、汚泥燃料化、太陽光発電、下水処理水再利用について事業の可能性が生まれました。しかし、太陽光発電は再生可能エネルギー固定買取価格が年々下がっていること、下水熱焼却廃熱利用、汚泥燃料化、下水処理水の再利用には安定的な受け入れ先の見込みがついていないことから、現在も事業化に至っていません。今後も更に検討を進めていくことを記載しました。

更に、36ページから38ページに枠で囲みコラム的に表示し、「今後の戦略」として、平成28年度の波の浸食による道路陥没からの汚水管破損事故を記載し、津波にさらされていることになる国道134号に下水管中

継ポンプ場があること、また災害に加え、老朽化が進むことからポンプ場を経由せず地震津波の影響を受けにくい幹線の整備が必要なこと、更に長期的な戦略として人口減少が進めば、人口一人あたりの負担増となることから、維持管理費の削減として中継ポンプ場の削減だけでなく、処理場の一元化を見据えていることを記載しました。

以上で、鎌倉市公共下水道経営戦略(素案)の主な変更点の説明を終わります。続きまして収支見通しについて説明を行います。

(幹事)続きまして、鎌倉市の下水道事業の収支見通しについて説明させていた だきます。

A3横の資料 2-1、 2-2 を御覧ください。

前回の審議会では、下水道使用料の改定を行わず、一般会計からの繰入金に総務省の繰入基準以外の金額を含まない形式で、鎌倉市の下水道事業の今後10年間の収支見通しについて説明させていただきました。

本日は、お手元に「下水道使用料の改定を行わないパターン」と「令和5年度に資本比率50%、令和10年度に資本比率60%となるよう使用料を改定するパターン」の2つを用意させていただきました。

また、一般会計からの繰入金について、本市財政課と協議し、基準外の 繰入金についても繰入を実施することとし、他会計繰入金に加算して改 めて試算を行いましたので説明をさせていただきます。なお、本日も会 議を効率的に進めていただけるよう、各項目について集約化し、合わせ て単位を「億円」とさせていただきました。

このため、各項の小計、合計が一致しない場合がありますので、予め御 了承ください。

初めに、前回も説明させていただきました、「下水道使用料の改定を行わないパターン」についてですが、他会計繰入金で基準外繰入を実施することにより、15 行目、当年度純利益を損失から利益へ転じさせることができました。これにより、前回の説明では、「収益的収支に関しては、すべての年度においてマイナスの赤字と試算されました。」と説明させていただきましたが、16 行目、各年度での赤字は解消される結果となります。

次に資本的収支についてです。

資本的収支のうち、支出については、管きょやポンプ場、終末処理場の 工事工程等を再度精査し、最適化をした結果、21 行目、建設改良費など に入り繰りが生じていますが、収益的収支での当年度純利益を資本的収 支に充当することができるようになったことから、27 行目、補填財源不 足額が圧縮される結果となりました。

次に他会計繰入金です。他会計繰入金については、行番号 29 からお示ししています。既に説明させていただいたとおり、財政課との協議を行

い、基準外の繰入金についても計上しました。基準外の繰入金につきま しては、5行目の補助金に算入しています。

以上の投資見通しを積算した結果、下水道使用料の改定を行わず、据 え置きを続けた場合には、施設投資、工事工程などの最適化等を行って も財源不足を解消することができないとの結果になりました。

鎌倉市では、これまで、下水道施設を維持管理するために、最低限必要な維持管理を続けてきましたが、下水道施設の老朽化は時間の経過とともに進んでおり、これ以上の維持管理の先送りは、下水道の運営に多大な影響を与えることから、下水道使用料を改定し、財源の不足を補う必要があると判断し、下水道使用料を改定するいくつかのパターンを作成しました。

本日、当審議会にお示しする下水道使用料の改定パターンは「令和5年度に資本比率50%、令和10年度に資本比率60%となるよう使用料を改定するパターン」です。

鎌倉市では、このパターン以外にも、令和5年度にすべての赤字、資金不足を解消するパターンや、改定率を低く抑えるパターンを試算しましたが、すべての赤字、資金不足を解消するパターンでは、下水道使用料の改定率が約130%、2.3倍となり、現実的ではないこと、また改定率を低く抑えるパターン、具体的には下水道使用料の改定率を10%程度に抑えるパターンでは、令和3年度から8年度までの補填財源不足額が累計で23億円程度になることなどから採用することは困難でした。

次に資料2-2「令和5年度に資本比率50%、令和10年度に資本比率60%となるよう使用料を改定するパターン」を御覧ください。

このパターンでは令和5年度に下水道使用料を汚水に係る維持管理費と汚水分資本費の50%を算入することとし、計算を行いました。これは、平成18年10月に、当時の審議会から答申された下水道使用料の料金体系に準じたものです。

このパターンでは、令和5年と令和10年度に下水道使用料を改定すると想定し、試算しています。試算結果は2行目、料金収入に反映しています。令和5年度には下水道使用料を26%改定することとなりますが、27行目、補填財源不足額は一度解消する結果となります。令和10年には汚水分資本費の60%を算入することとし試算しています。これは本市の下水道事業は一般会計からの繰入金に依存している状態ですが、市財政が年々厳しさを増す中で、本来、使用料で賄うべき経費は使用料で徴収し、今後、必要になる補修・更新等に備えるべきとの考えから、汚水分資本費の算入割合を10%増やし60%としたものです。なお、下水道使用料の改定率は令和9年と比較した場合、約12%になります。

以上の結果、令和 10 年度から、繰越利益剰余金が発生し、令和 12 年度には約 20 億円の繰越利益剰余金が発生すると試算していますが、本市

では、平成28年3月に策定した、社会基盤施設マネジメント計画の試算で、令和13年から徐々に補修・更新経費を必要とするようになり、令和16年頃に支出のピークを迎えると予測しています。繰越利益剰余金については、この支出の原資として活用することを考えております。

以上で、投資見通しについての説明を終わりますが、現時点で発生している補填財源不足額については、支出をさらに精査するとともに、インフラ全体で工事工程等の調整等を行うことで削減し、パブリックコメントを実施したいと考えております。

- (会 長) ただいまの説明に御意見、御質問がございましたら、御発言をお願いい たします。
- (委員)市民としましては、使用料が上がらないというのが望ましい事ではありますが、将来の若者たちにこれを委ねていくという事についても考えなければいけない要素だと思います。したがいまして、使用料の若干の値上げも市民としても理解を示していく必要があるのではないかと考えます。
- (委員)素案を拝見しますと、これを元にパブリックコメントを求めたらすぐに 言われることがあると思います。それは整合性がないと思います。

なぜかと言うと、サマリーバランスというか、収入の中で支出をやっているのかと試算を見ると、これから 10 年、15 年先を見ていくと出来るとなっている。収入の中で支出を全部コスト感覚を持って行うという試算が出ている。毎年、過去がよろしくない。遡った昔から今も 4 ページ参考 1 鎌倉市が不交付団体であることについて、これは何かというと、収入よりも費用が上回っているから不交付団体となるべきところを、収入が上回っている、1 を超えている、元年度が 1.07、2 年度では 1.087、引き続き不交付団体のままであると。この計算がそもそも違うのではないでしょうか。はっきりとマイナスで、収入の中でやりくり出来ていないと明確にしていかないと、どこをどう見直して、資本比率、収益の比率にしても整合性が合わないと駄目だと思います。

4ページの参考の1が最初のとっても大きな盛り上がり、なぜ鎌倉市が不交付団体であるのかというと、過去の財政の担当者が間違っていたのではないのかと問われるのではと思います。

逼迫している財政、公共施設にこれだけ費用がかかると市民に働きかけた上で、負担をしてくださいと話をしていかないと続かないのではと思います。

(会 長) 今の不交付の計算のことについて、何か御意見等ありますか。

(幹 事)鎌倉市が不交付団体であるという計算で、財政力指数が1を上回っている計算ですけれども、そもそも交付税を交付する、しないという財政力指数の計算方法なのですが、やり方として実際に鎌倉市が受けている税収と、実際に払っている行政に必要な経費、これは実際のものを使って計算をすることとは違っていて、交付税の算出の全国的な方法なのですが、モデル計算という形で算出するルールになっています。

鎌倉市の面積、人口規模のこのくらいの自治体ですと、これくらいの行政費用が必要なのだというものを算出した上で、一方で鎌倉市は税収はこれだけ、入りと出のバランスを比較して、入りが足りているか足りていないかというところで、交付税が交付されるか、されないかの算出になっています。

モデル計算という言葉を使いましたが、例えば、鎌倉市くらいのレベルだと消防署にかかる経費がこれぐらいでいいだろう、学校に使う経費はこれぐらいで済むだろうと、画一的なモデルを当てはめて、需要額を計算し、税収と比較して、足りているか足りていないかという計算になってきますので、実態とずれた形にならざるを得ません。

交付税制度の歪みと言えば歪みなのですけれども、計算上出てくるものですので、委員のおっしゃりたいことは、実態と違うのではないかという事だと思いますが、財政担当者としても実態と違うなと印象として受けながら事務を行っていますので、計算が間違っているのではなくて、交付税の制度上こういう計算になってしまうところでございます。

- (委員)普通地方交付税の主体というのは総務省だと思いますが、総務省の態度 とはどんな感じなのか教えていただきたい。
- (幹 事)全国統一的なルールで行っている以上、いたしかたないなと。直接総務省の担当者と我々は話す機会がございません。実際、交付税の申請等を行う際、神奈川県を相手に行いますので、それで神奈川県の市町村を取りまとめて、総務省にあげているというシステムになっていますので、実際に総務省がどういう態度なのかは分かりかねます。おそらく、全国統一ルールで行っているというところで、留まってしまう事があるのではないかと思います。
- (委員) 多分ここの議論を飛ばすと、この議論に戻ってくると思いますのでもう 少し、詰めさせてください。

国、総務省の画一的な考え方、これが一番問題だと思います。これだけインフォメーションとテクノロジーが発達していて、データがそもそも違っているから試算するたびに答えが違うのか、それともデータは同じだが加工の仕方が変わって結果的に赤字と計算が変わってくるのかと思っていましたが、確固たるデータを基にしている、あとはテクノロジー

がそもそも違っているのではないかと。

鎌倉の現状もそうですが、逗子の財政担当のふるさと納税関係で聞いたのですが、日本というのは地域エリアの面積と、人口密度、人口によって都市モデルというのを画一的に考えようとしているみたいです。小学校の数だとか、公共施設が十分かどうかを満ち足りているようなあるところをモデルとして、1を100とすると、100を超えているか、100を下回っているかという考え方をするようで、要するに、地域の現状は、市町村の担当のものが、地域の事を反映していないから、結果的に全国的な標準的なモデルというのは、そもそも出来ないようなものが出来上がってしまって、その基準でいいか悪いかと判断してしまっているところに問題はないのかと思います。

というのも、そこで現実的に財政が圧迫されて、財政改革をしていこうという中で、市民に使用料で負担していただこうという中で、現実というのは何か、逼迫したサマリーバランスが1を超えていないというところに、大きなベースが置かれるべきだと思いますから、考え方によっては1を超えてしまう、国の総務省の考え方、モデルがあるということで超えてしまうのであれば、考え方によってはいくらでも上がるのかと、ないと言えるべきじゃないのかと思います。

- (委員) 今ふるさと納税のお話がありましたが、鎌倉市はふるさと納税の対象として、下水道施設の向上ということに触れていないと思うのですが、御説明お願いします、何か理由があるのでしょうか。
- (幹事) ふるさと納税の担当をしております。

鎌倉市がふるさと寄附金の対象にするかどうかにつきましては、特に 定めたものはないですが、施設の中で基金を設けていたり、どうしても 必要な事業がありましたら、その部分に寄附をしていただくというお願 いのところになりますので、あらかじめふるさと寄附金担当と話をした 中で、ここを施設の対象にして欲しいという話がありましたら、対象に していくことも可能だと思いますので、今の時点では確かに対象にはなっていないのかなと思います。

- (委員)下水道からどんどん対象にしてくれというような働きかけはしないので すか。
- (幹 事)下水道事業としては、受益者負担という原則で行っていますので、対象 にするかどうかは検討したことはございませんが、可能になるのかどう か調べてみたいと思います。
- (委員) ただいまの説明で、汚水については受益者負担ということになるという 考え方が前提となっているということだそうですが、すると市民の側か

ら働きかけないといけないということですか。

- (幹 事)下水道を使用されている方が維持管理費などを含めて払っていただくと言うのが大原則という中で事業を行っているものですから、市民の中には下水道を使用されていない方もおられますが、基本的には受益を受けている方が負担していただく制度になりますので、今まではふるさと納税の寄附金としての検討はしておりませんでしたが、それが対象になるかも分からないので調べてみたいと思います。
- (委員)議論を進めますと、鎌倉市として、汚水施設の件に関して受益者負担という原則があるけれども、市としてふるさと納税の対象として働きかけたいという言い方は出来ないのですか。
- (幹事)可能ならば考えてみたいと思っていますので、検討したいと思っています。
- (委員) 不交付団体の事ですが、財政力指数の算出がモデル計算であるため、鎌倉市の行政の実態、下水道事業の歴史だとか現状だとか、そういう話も反映できていない側面がありますということは入れた方がいいのではないでしょうか。そうしないと財政力指数が1か1未満かということだけにいってしまうと、元に戻ってしまうというか、工夫していただいたらいいのではないでしょうか。
- (幹 事)文章の中でさらに分かりやすくなるような形で検討修正していきたいと 思います。ありがとうございます。
- (委員) コメントとしてあったかと思いますが、令和13年あたりからかなり額が増えると、昨年度の本委員会の資料にもマネジメント計画があったかと思うのですが、その表がこの資料に入ってこないので、コメントにあったような今後さらに増額が見込まれるのでということが見えてこないので、経営戦略の中でどのように表現するのでしょうか。コメントとかされる予定なのでしょうか。
- (幹 事) 試算のパターンを2パターン御説明させていただきましたが、使用料を上げることになりますと、令和10年からの繰越利益剰余金が生まれてくるということで、この剰余金をどのようにするかということは、経営戦略の中で書き加えていかなければいけないことだと思っていますので、令和13年以降、具体的には令和16年くらいには、約80億円位の管理経費が社会基盤施設マネジメント計画の中で試算しておりますので、そちらの原資となるよう下水道事業として管理していきたいと、どこかで説明を加えたいと思っています。

(委員) 試算が2つのパターン、使用料を改定するパターンと、改定を行わないパターンに分かれていますが、改定を行わないパターンがうまくいかない、剰余金が出ない。改定するパターンが令和12年度か、繰越利益剰余金が1番右端、令和12年度2030年では19億9000万円の剰余金が発生するという書き方です。

一つ提案ですが、単位が大きすぎる、億円ですね。 1 億、10 億という話をこんなに簡単にしていいのかと、小さい数字を積み上げてやっていると思いますが、これはあまりにも単位が大きすぎるかもしれません。もう少し細かい計算をして積み上げて積算した結果、こういう結果になっておりますと、こういうパターン試算表を作った方が、説明には説得力があるのでないかと思いました。

- (幹 事) ただ今の投資財政計画の単位についてのお話、内容についてですが、今回の資料につきましては、審議会の議論をスムーズに運ぶというところを目的として、かなり項目も大きな枠でくくったもの、また単位も億円ということでお示していますが、これにつきましては正式な総務省のガイドラインに基づくものといたしましては、円単位となっております。また、かなり項目も細分化されたもので作るようになっておりますので、そちらを正式に、詳細に積上げたものと、あと円単位にすると、予定しております。審議会の議論もそうですが、市民に分かりやすいという意味合いで、総務省指定のものと、億円というもの2つを御用意させていただきまして、パブリックコメントに臨みたいと思っています。
- (会 長) 実際の計算は細かくやっているけれども、この表自体、かなり全体像が分かりにくいということで、ある程度の大きなくくりで大きな傾向を市民の方に見やすいように、細かい数字は省略しているという説明ですね。 先ほど、今計算を 10 年間だけやっているのですけど、その後のこともインフラですから 50 年持つのであれば、本来は 50 年先を考えなくてはいけない。10 年の次がどうなっていくか中身が書ききれていないので、今後 40 年のインフラマネジメント計画で試算があると、今後の投資イメージをグラフで示す手もあると思います。それを受けて文書でも、後に大きな山が予定されていると、一言書いていく方法もある。
- (委員)経営戦略(素案)の34ページ、投資・財政計画のなかの「(2)投資計画の③最適・平準化・広域化」のところで、前回神奈川県の汚水処理事業広域化・共同化検討化の資料の説明をしていただきましたが、広域化とか共同化とはどうなのか、もう少し分かるように、例えば「施設管理の広域化については、施設の統合、維持管理の集中化、事業の共同化などさまざまな内容が含まれますが、今後詳しい検討が進むであろう、検討会の報告をもとに、経営戦略の内容に齟齬が生じないよう、進めていく

予定です。」とか、「検討を行う予定です」などした方が分かり易いかな と思います。要望というか意見です。

- (幹事)確かにまだ始まったばかりですけれども、どのような内容を進めている かというような事を書き加えていきたいと思います。ありがとうござい ます。
- (会 長) 今の御意見は、広域化を検討する上でこういう視点があるということを 含めて書くと、広域化というのは具体的にどういうことなのか、分かっ てくるかと思います。

これからの何週間で県の会議が大きく進むかどうか、多分そこまでの 方向は見えないと思いますので、そう記載できればと思います。

- (委員)資料2-1、2-2が配られていますが、これは経営戦略には付かないものだと思いますが、今説明していただいた中で、料金値上げを5年、10年で行っていかないと持たないですよと話して、そこまで具体的に書かないにしても、そういった値上げも想定しないと出来ないですと言うようなことは、この経営戦略には書き込まないのですか。
- (幹 事)投資財政計画となりますが、こちらは経営戦略と一体となっているもので、投資財政計画を基に経営戦略を作る事になっております。したがいまして、こちらの表も一緒に公開することになっています。
- (委員) そうすると、料金改定を想定しているのですよということを文章では書かないのですか。
- (幹 事)今後10年間の下水道事業をどのように運営していくかというところで、 投資に伴う財源はこれだけのものが必要というところが一番重要なポイントになってきますので、使用料の値上げは必要だといったところも当 然盛り込み、市民に問いかけるということになります。
- (委員) 35 ページのところですと、適正な使用料を目指していきますという表現になるという理解でよろしいでしょうか。
- (幹 事)委員のおっしゃるとおりです。
- (幹 事)前回も最後この点について触れさせていただいていますが、今回、経営 戦略ということで、諮問させていただいて、この戦略の中で実際に 10 年 間を見通した時に、どういう経営戦略を持っていかなければいけないか という事が見えてきました。実際に答申をいただく段階で、答申の中に そういったものが盛り込まれるのかということが一点あるかと思います

が、いずれにしても 10 年先を見越した中での料金改定は行う必要があるだろうということが今回見えてきましたので、引き続き審議会に諮問させていただいて、具体的にどの時期に、ケースとしては令和 5 年を挙げていますけど、実際に 50%でいいのとか、具体的に御議論をお願いしたいと考えています。

- (会 長) これまで本文と試算の表が別冊で試算資料として出されています。今の 御質問は、パブリックコメントの中でどういう扱いになるかということ ですね。
- (委員) それもありますし、適正な使用料とありますが、上げるとは書いてなかったと。それでは蓋を開けてみたら値上げじゃないかという話になって くる。隠すような表現をして、後になって値上げになるとは知らなかったと言われるのはどうかと気になっています。
- (委員)今の中で、戦略的投資という、どうやって今の予算主義の財政の中で予算をどういうふうに計算していくのか、戦略的な投資という考え方を入れていく、戦略的な投資。使用料を上げていく、その上げていく根拠は赤字だからその分を埋めるというよりも、大きな考え方として雨水は公共が完全に負担をしていく、汚水は市民が5割以上は負担するという考え方もありますね。

これをベースにして数字が下回らないように5割という基準をもっと明確にして、それによって受益者負担により使用料を改定しますという案に入れた方が市民として分かりやすいのではないでしょうか。そうして私たちが負担していくのだということを。

案としては「国のモデルが」という言葉を使われると、総務省というの がとても評判が良くない、ふるさと納税で泉佐野とかで失敗して全部後 から国の財政の補助を受けて助かっていると、そういうシナリオになっ ていますから。何かあれば現場の状況、国が手を差し伸べてくれれば助 かるという、そういうシナリオがあまりにも多すぎるので、そうではな くて市町村が自力で、主体的に地域力でもって解決をしていくという総 意を作っていくためには、市町村の行政のスタッフと市民、あるいは市 民団体というのは一緒になっていかないといけないと思います。それは、 積上げたデータをどう加工するのか、加工する仕方というのは何通りも あるでしょうけど、私が聞いた限りでは、財政担当者というのは賢いの で計算力の優れたシステムもあって、ほとんど可能性というのは全部計 算されて、財政というのはされているようです。根本的な考え方がずれ ると、とんでもない間違いになってしまうので、提案ですが、戦略的な 投資を用いて将来的に間違いないように、これまでは結果的には間違え ていたのですよね。積上げて過去からの財産として、こういう状態にな ったというのは、計画投資が間違っていたので、これからは戦略的な投

資をして財政的に赤から黒に変えていくのだと、そういう案だということ、サマリーバランスが良くないということ、ストーリーを持たせることをお願いいたします。

- (委員) 今のコメントに賛同させていただければと思います。戦略というところを掲げて、この戦略のために財政も見直す必要があるというのを出した方が市民も受け入れるのではないかと思います。今の誌面の中だと、戦略という感じではないので、そういうところをまとめて書ければなと思いました。
- (幹 事) コラム的には 36 ページ 38 ページに載せたつもりでしたが、これよりも 分かりやすい表現というものもどこかに入れながら修正していきたいと 思います。ありがとうございます。
- (委員)過去に、ごみ処理の件について有料化するのに大変な議論になったと思う。その当時に市長と反対候補の意見で激論になりましたね。接戦で現職が通ったわけですけど、今度は下水道に関して値上げを戦略的に行うという説明をされていくのでしょうけど、市民の立場から言えば、激論になると思います。上がらないのが望ましいという基本的な考え方があると思うのですが、だからと言って上げないで、将来の方々に押し付けていくというのも好ましくないという議論もまたあるわけで、かなりの激論が想定されるわけですけど、どのように乗り越えていくか下水道担当の方々にお話しを伺いたいと思います。
- (幹 事)経営戦略や収支見通しの中で、今後想定される事業や収支などを説明しながら、維持管理は削減するのはもちろんのことながら、やはり下水道使用料は改定していかないと先々このようになるというのを、明らかに説明していって訴えていくことになると思います。
- (委員) 今おっしゃられたように進んでいくのでしょうけど、市議会の雰囲気は どういう感じですか。
- (幹 事)確かにいろいろな負担がかかるという意味では反対する方もいらっしゃいますし、御理解いただいてる方もいますので、どちらに傾いているかは分かりませんが、私どもとしてはこのような状況にあることは訴えて主張していくことになります。
- (事務局)会議開始から1時間経過いたしましたので、換気等のため休憩をさせていただきます。

- (幹 事) 事務局の方から補足させていただきたいと思います。先ほど委員から御質問にありました、投資財政計画の様式について、令和2年度第1回にお配りした資料になります。資料9というのが、総務省から経営戦略策定にあたって指定されている様式になります。こちらは1円単位で記載するように指定がありますので、各区分、それぞれ1円単位で記入していくという形になります。これですとかなり専門的な用語がありますので、中々市民の方にイメージしていただくというのも難しい面もございますので、今お配りしているような形で、大枠で単位としても億単位で合わせてパブリックコメントに使用すればいいのかなと考えています。
- (委員)汚水施設利用については市民負担ということになりますが、そうしますと市民としては人口が増えてくれると楽になるのかなという気がしています。国としては人口が減る傾向にあると思うのですけど、鎌倉市の中を見てみると、今まで1軒屋の所に大きい敷地の場合はアパートが建って、そこに大勢の方が住まわれるとなるというような事で、人口というのは増えないのか、よく調べてみたら増えてるのじゃないかと、有りうるのではないかと想定するのですが、いかがでしょうか。幸いなことに5年に1度の国勢調査が行われつつありますが、これで数字が出てくると思いますが、鎌倉市の人口というのは実際上どのようになっているのか知りたいと思います。
- (幹 事) 企画計画課からお話させていただきます。人口ですが、令和元年度の時点で総人口が 172,262 人、10 月 1 日現在なのですが数字が出ています。 1 番人口が多かった時は 176,358 人という数字が出てますので、そこから比べましても今現在でかなり減ってきているというところ。これから鎌倉市で人口が減らないように策というのを「まちひとしごと総合戦略」ということで、いろいろ手を打っているのですけど、大幅に減っていくのを緩やかにするという策をとっていまして、その中で出生する方たちの手助けをするような施策とか、若い方たちに鎌倉へ来てもらうような策、そういったものを踏まえまして、今の計画が出来ているのですけど、そういった中でも人口が減ってしまうという状況になっています。
- (幹 事) お手元の経営戦略 (素案) の 30 ページに総人口の推計についてのグラフを載せておりますが、鎌倉市の第 4 期基本計画から出典したもので2015 年に 173,019 人、2060 年には 134,332 人まで減少するという推計となっています。
- (委員)人口の話をすれば、政令市とは100万人を超えるかどうか、鎌倉くらい

の規模では中核市というのですか、人口10万人を超えているかというこ とが問われると思います。10万を死守しなくてはいけないと思います。 そして話題を変えて、この審議会とは自分自身に問いかけているのです が、職責がありますが、何を諮問されて何を答申するべきか議論してい るので、もう少し変えて審議させていただきたいなと思います。1つは3 月に答申した生活保護手当の中に入っていた重複していたものを取り除 くという結果を出しました。もう1つは経営戦略の策定を諮問されてい るわけで、これに対して審議会の答申について前向きな考え方と思うの ですが、戦略的な投資計画を立ててこのように変えていくのだという考 え方、その中には財政的には苦しい状況なので、汚水に関しては50%は 市民が負担するのだという、もう1度確認し、それで値上げをしていく、 いくら値上げをするかに関しましては戦略的な投資をと考えまして、10 年 20 年、耐用年数もっともっと 50 年先まで考えれば、小さく上げてい くか、それとも大きく値上げを何年かごとに上げるかといえば、大きな 施設も必要な事から大きな値上げも必要であろうと誰でも予想出来るの ではないか。

細かく小出しにその都度計算をしていく方針もありますが、何十年も 先のことを視野に入れた投資策定計画を出せば、どのくらい受益者負担 をするべきだと額についても答えが見えてくると思います。

(委員) 計算上は先ほど言われたように精査して素案の中で、先ほども意見が出ていましたが、今後の戦略があって料金の値上げの必要性があると訴えていった方が流れとして市民に受け入れられやすいと思いますが、36ページの今後の戦略の部分をもう少しアピールされた方がいいなと思います。持続型下水道幹線整備というのは新しい提案としてアピールしたいポイントですけど、誌面ですとぼやっとして書かれているので強くアピール出来ていないように見受けられます。コラムの中に入れる感じなのですか。字も小さく弱くなっている感じ、市民に下水道料金をアピールするなら、もう少しアピールしたらいいのじゃないかと思いますがどうですか。

もう1つ、2ページSDGsの取組のコラムの中で、鎌倉市はSDGs未来都市のコラムの中で、自治体SDGsモデル事業に選定されているのですが、メリットというか、これは単に名誉だけのものなのですか。

例えば補助金申請する時にもこの部分をアピールするとか、こういう都市に認定されているのに、資源化のところでも非常に苦慮されていると書かれていますね。36ページの資産活用でも太陽光発電、下水熱焼却廃熱利用とか、新しい事業性が生まれているにもかかわらず、中々安定的な受け入れ先の見込がついていないという状況で、このへんに生かせないのかと思いますがいかがでしょうか。

(幹事)SDGsに認定されたことで、国から補助金をいただいているのですが、

その使い道については、この下水道事業にあてるという話ではなくて、 計画を作る事で使ったような形になっていますので、SDGsに認定さ れたことで新たな補助金は今のところない状況です。

- (幹 事)資産活用の面で、SDGsをして再生可能エネルギー活用に結び付けること、ここに表現した内容が事業可能性が生まれた事になりますが、今後受け入れ先など、山崎浄化センター周辺の工場などに、再生エネルギーの利用などを相談しながら収益をあげるなど、利用してもらうなどの検討を進めましたが、中々事業化までには至っていない状況ですので、国の動向もありますが、今後も検討を進めていきたいと思っています。
- (会 長) 先ほど、持続型をもっとアピールすべきとありました。今、資産活用の 後ろに書いてありますが、投資計画のところへ、それから、事故の話は 課題の整理でもいいかもしれません。
- (幹 事) 33 ページ 34 ページで投資計画というものが表されております。長期中期目標や施設の投資計画、これは 10 年の投資計画ですが。この中にも持続型下水道幹線が入ってきますので、こちらの方で詳しい表現などを加えたいと思います。
- (会 長) 先ほど発言にもありましたが、課題がいっぱいあるのだけれども、全体 に何をどうしていくという部分を、もう少し明確に出る表現に見直す必 要があると思います。

31 ページ老朽施設の急増リスク、1番大きな支出になっている。老朽施設の建て替え、時代に応じた改築をしなければいけない。他の市でも先送りがありますが、その必要性が分かるという意味では、老朽施設の急増を視覚的に分かるような表現の仕方、数量的にしっかり書くなりが必要性の大きな根拠になるので、充実していただけたらと思います。今回試算が別紙で付いているわけですが、結果的にどのようにしていくか、もう少し書き込むということでよろしいでしょうか。

- (幹 事) 今後とも使用料改定をしていくという内容を加えていくということでしょうか。
- (会 長) パブリックコメントに出す試算がありますが、こういう試算になるということを、この本文にまとめとして記載していかなくてはいけないかと思います。

34ページ投資、35ページ財政があって、別途試算の表があって、この 10年の試算の結果として、じゃあ何なのかと、表だけでなくこういう見 込みになると書く。

- (幹事)収支見通の試算の中に加えていくことになりますので、説明の文章は必要になってまいりますので、そこに加えていきたいと思っています。
- (委員) 先ほど会長が老朽施設の急増リスク、これを説明するためにコラムで汚水流失事故のことを書かれています。それをこの後に入れたらいかがでしょうか、そうするともっと分かりやすくなるのではないかと思います。
- (幹 事) いろいろと御議論いただいている中で、試算として資料2-1、2-2をお出しさせていただいておりますが、この審議会としては令和5年度に資本比率50%のパターン、これをベースにしていくということでの確認をしていただいているという理解でよろしいかというのが1点と、この中で収益的収支の16番目にあります繰越利益剰余金、この表示の仕方については委員から、令和12年度では19.9億と数字が大きいと言うような事で、それについては今年度第1回目の時の資料で、もっと細目にわたってあるものを取りまとめたもので、1円単位で記載をするという確認をさせていただいたかと思いますが、この剰余金の考え方については、説明の中でも令和13年度以降にこの剰余金を使っていくためにも、この剰余金は必要であるとの御説明をさせていただきましたが、こういう考え方で下水道の収支の見通しというものを、この審議会として確認していただいたという理解でよろしいでしょうか。

この2点を確認していかないと、今細かい部分の表現についても、使 用料の改定にも直接的に結び付いてきますので、御確認お願いできれば と思います。

- (会 長) 今2点の確認をという事で、まず1つ目として試算として資料としては 改定しないパターンが1つ。それから令和5年度に資本比率50%、令和 10年度に資本比率60%となるように使用料を改定するパターンと2つ あるわけですが、この審議会の場としては後者の方で上げるパターンで いくべきという、これについては確認でよいでしょうか。
- (委員) これについては、大きな課題をクリアしていないことを提案します。 案の4ページ参考1にある鎌倉市が不交付団体である事について、これは1を超えているので不交付団体のままであると予想されているし、そう説明されたようにも思いますけど、実態としては1を下回っているじゃないかと思います。もしそうであれば交付税を受けたとして、収入になるような試算が大きく変わってくるのではないですか。赤字の部分が交付税を受けることが出来る、そういう可能性については試算の中に入れると、計算がないといいか悪いか、確定出来ないと思います。
- (幹事) これまでの特別会計の中で言いますと、使用料があって、市の方から他会計繰入金を入れていただくという大きな枠組みができました。

ただ、今回、地方企業会計になった時には、市からの他会計繰入金についても、不足分を入れる考え方よりも、どこに他会計繰入金を入れ込んでいくのかというところがより狭まってきて、ある意味指定をされて、そこに入れていきなさいと、ただ基準外繰入というのがありますけど、その部分について本来であれば基準外繰入を入れないというのが経営として一番望ましいですが、仮に入れるということならば、ここで言っている不交付団体 1.0 という、余力という言い方が正しいかは分かりませんが、そこの分として基準外を入れるというような考え方というのを、整理していくのかどうか。

先ほど財政課長も説明したように、ルールに基づいた不交付団体という言い方をしていますので、簡単に言ってしまえば、出てきた数値が1を超えるか超えないかという所で総務省が切り分けていると、1 つの物差しでしかないかと思っています。

ただ今回は企業会計という事で独立しますから、基本は使用料で賄って、雨の部分については市から入れていただくという約束がありますが、汚水については、本来であれば自助努力をしていかなければいけない部分ですが、不交付団体として余力で入れられるのか、財政課長に確認したわけではありませんが、大きな考え方はそんな考え方なのではないかと思っています。

あくまでも基本としては補助金もありますが、使用料がメインになってくると。過去の審議会においても、資本比率 50%にしていきなさいと、数十年前から答申を頂いています。本来であれば、資本比率に改定をしてきた上での今があれば良かったのかもしれませんが、現在は 30 数%でまだ 50%に至っていません。そもそも以前いただいている答申すらクリア出来ていないという状況がありますので、今回検討する中で、まずその答申をベースにして考えたらどうなるかというのを下地にしながら見通しを作ってきております。

本来ならば、もっと上げるというのも当然考えられますけども、それは負担していただく方の大きな負担にならないように見据えた中で、改めてここでと言うわけではなくて、過去のものも含めてお出しさせていただいていると御理解をいただければと思います。

当然政治的なものもありますし、消費税の値上げもあり、見送ってきていることも、過去を振り返るとあったようです。出来るだけ負担を少なくするというような、ただここ数年は現状のままきていますし、企業会計になって、よりつぶさに企業会計がガラス張りになってきたものですから、答申を受けた形で試案を作らせていただきました。

(会 長) 交付税に関して言えば、私の理解では総務省で何十年もかけて積み上げてきた制度で、同じ人口 10 万人の町でも、町の形態にって、有利な所と不利な所がある。最小限の公平を保つために、よっぽど不利なところには国から補填しましょうと。平野で固まって住んでいる町もあれば、山

の中にこっちに 5000 人こっちに 3000 人という町もあるわけで、そうすると橋を架けなければいけないし、行政経費としてはたくさん必要になる。工場がいっぱいあるところもあれば、そうでないところもある。それを押しなべて平均するとこのくらいになるはずだから低いところは国から補助するという制度を国が作り上げてきたので、意見があったとしても、国会で法律議論があれば別ですが、恐らくそう簡単には変わらないだろうと思います。

ここの議論自体は下水道の経営戦略であって、直接下水道経営には関わらないですが、市の一般財源の方に交付税が入るところは入っていく。 あくまで市全体の会計のやりくりの中で下水道にどのくらい入れるかという議論に最後は集約されていきます。

(委員) 今の話を聞きまして、試算表の収入と支出は確定してきましたので、試算表は審議会でこのとおりだと答えが出せると思います。一つ事実に基づいて意見を言いますと、不交付団体であるということで、実態はどうかということもなく1を超えているから交付を受けなくていいのだということは、自動的に計算できることなので、あまり議論することもないと思います。あと、十何年前かの審議会が答申をしている汚水に関しては50%以上の使用料というのを求めたことが、それに基づき計算しているのであれば条例化した方がよいのではないですか。

汚水の費用の50%を負担するということを議会の審議にかけてもよいのではないでしょうか。雨水については公共が負担していくということを広く市民に伝えていく、そうすれば、下水道使用料の改定を行わないということはあり得なくなるのではないでしょうか。これは、事実に基づいた意見です。

今求められているのは受益者負担だと思います。財源は一般財源、租税です。租税はよくならないでしょう。人口は増えない、経済はこのましくならない、とかありますけど、どうしても縛られるのは予算主義、予算の流用はどこまで認められるかということになりませんか。下水道事業の執行予算として決まっていなければ、予算の流用は原則的に地方団体はできないのではないですか。

- (幹 事)下水道料金改定の条例化について、条例の中に使用料の額という条項があり、一月当りの汚水立法メートル分と分かれていて、1箇月当りの金額というのは、条例に記載して改定を行っています。何パーセント上げるという書き方ではないですが、一月当りの汚水量によって金額を決定して条例を改定していますので、料金改定の都度条例の改定を行うことにしています。
- (委員) 策定する計画には、条例の条項に基づいて料金改定を行うことを明文化 する方がいいと思います。これに関しては法律の論争ですから、法律で

そうなっているなら、そのとおり市民を守るというのは免れないでしょうね。そういう筋道で考えていくべきだと思います。条例でもこういくことになっているという根拠を基に行政をしていくということは、誰にも意見を言われることはないと思います。これを策定の案に載せればいいと思います。

- (会 長)使用料のところに議会で決めると書いてありましたか。
- (幹 事)使用料は、1:1を条例化すべきではないかということだと思いますが、 これによると毎年、使用料の条例を改定して単価を変えなければならな いことになってしまうので、条例上、資本費1:1の比率で使用料を条 例化することはできません。
- (委員)条例の条文が実際の下水道使用料を市民が50%以上負担するということを明文化していれば、ひとつひとつ条例化することはないと思います。 その時その時に出した会計の計算によって使用料を決定していく、流動的に値上げもされるという考え方でいいと思います。
- (幹 事)資本比率の条例化について、下水道条例の中で使用料が定められているのが使用料の単価を定めていて、そこには割合といったものが規定されているものではありません。ただ、使用料の単価を決めるにあたり、条例を改正するに際し、議会において算定の根拠といったところを説明する機会があります。その算定の根拠は何かといったところで、資本費比率50%であるというような説明は行いますし、これについて市民に説明して御理解をいただくようになると考えています。今現在、この表の令和5年度に資本費比率50%にするということで、そこで令和5年度に使用料の単価を決め、それを令和9年度まで単価を維持しながら、改めて令和10年度に資本費比率60%にした単価がいくらになるのかを再度計算し直して条例を改正していく、その根拠として資本費比率60%を算定の根拠といたしましたという説明を議会に行うことになります。
- (委員)2つ質問があります。入市税の話があったかと思いますが、これはどの程度まで話が進んでいるのか知りたい。また、神社仏閣、一般の飲食店では下水を使えば支払いをしていると思いますが、GO TO トラベル、GO TO EAT は鎌倉市にどのくらいのメリットがありますか。
- (会 長)確認ですが、入市税はどういうものですか。
- (委員)鎌倉市に入るときに税金をとるというという話しがあったと思います。
- (委員)入市税と言われたのは、ロードプライシングで、鎌倉に車で来られた方

に税金を払っていただくというお話しですか。

- (幹 事) 結果といたしまして、お金をとるためのいろいろな機器の導入経費が、入ってくるべきお金と同等になるということで、これによって利益が生まれるというものではなくて、車の流入量を抑えるというのが目的ですので、そこからお金を出すというのは難しいと思います。GO TO トラベルについては、件数は分かりませんが鎌倉市でも一人当たり 5 千円の商品券をお配りしますので、大型店以外の中小のお店に対して使えるものですので、GO TO トラベル、GO TO EAT を併せて使えればかなりの経済効果があるのではないかと思います。およそ 10 億円が市民に配布されることになる予定になっています。
- (委員)神社仏閣が公租公課を負担しているかどうかという考えを、市民の方が持っているなと思いました。地方税法と宗教法人法との兼ね合いだと思いますが、神社仏閣は、固定資産税都市計画税を適法に課税されているのかということを感じました。下水道使用料についても同様に公租公課と同じように神社仏閣は負担していることを明らかにする機会ではないでしょうか。
- (事務局)下水道使用料については、神社仏閣についてもいただいていて、宗教法人であっても使った分については市民の皆様と同じように負担していただいています。
- (委員)下水道使用料を資本費充当率36%となっているのは、29ページに書いてありますが、36%となっていますという楽観的な書き方からもう一歩踏み込んで、36%であり財源不足の原因、大きな要因になっていますというようなことを書いていいのではないかと。この使用料を改定するというところにつながってこないので、はっきり書くことによって、或いは受益者負担と書くかということについて検討していただけたらと思います。
- (幹事)ありがとうございます。そのように財源が不足しているという表現にしていきたいと思います。
- (委員) 試算のところで、令和10年度に資本費比率を60%にするとありますが、 なぜ令和10年度、なぜ60%にするのかというところが疑問として残る と思いますが、どのような判断から、もしくはパブリックコメントで何 かコメントしますか。
- (幹事) 50%というところで、いくら上げればいいかという判断基準は難しいところがあります。令和5年度に50%に引き上げるというのが平成18年

の当審議会の答申でいただいた資本費比率 50%を目途にというところが、 ありますので、これをまず基準に引き上げるというところを今回検討し ました。また、これを何年後にいくら引き上げるかということは議論に なるところですが、様々な考え方があると思います。令和5年度に資本 費比率 50%にするといったところで、約 26%の引き上げ率となりますの で、市民の方にとっても負担になるかと思います。次どのタイミングで ということについては、5年程度のインターバルを置いて再度引き上げ を検討すればということがありまして、これが3年か5年かという考え 方については、一つの案として5年を挙げさせていただきました。また、 60%という数字も、平成5年度に26%引き上げたその次のステップにな りますので、ある程度、前回平成19年度に20%、平成24年度に10%と いう段階を踏んで、令和5年度に26%ならだいたい10%程度の引き上げ 率になるかというのも一つの基準になっています。 令和 13 年度からかな り設備更新がありまして、これに備えるということもありますので、こ れを目前にして引き上げのタイミングを計らなければいけないというこ とで、令和 10 年度で更に約 12%上げて 60%になるという一つの案とし て提案させていただきました。

- (会 長)鎌倉市だけではないですが、もともと一般市費から払うべきもの以上の 基準外という形で市財政に助けてもらわないとならない状況です。今後 10年のプランを立てていく上で、このパターンで基本的にいく、一般会 計から入ってくる。それでもとても無理だということなら決めるわけに はいかない。ですが、市の財政から見たときに、ある程度の見通しとし てよろしそうということでいいですか。
- (幹 事)繰入金の状況、現時点でという条件付きでしか申し上げられない状況で、 今後、市全体の税収をはじめとした一般財源の状況がどう動いていくか、 コロナウィルス等の影響もありますので、今後の推移を注視していかな ければならないと思います。現時点で精一杯一般会計から繰入れができ る範囲での試算という形で、全体的な一般会計の財政シミュレーション の中での特別会計への繰出金というところのパーツとして組み入れて試 算をしているところです。

その試算の中でも、この金額を負担すれば黒字かというとそうではありません。繰入金を組み込んだシミュレーションにおいても市全体の財政としては、今後何もしなければ赤字になっていくという試算が出ています。それは、全体的な行財政改革や事務事業の棚卸しを含めた全体的な見直しをして、効果額を出して、それを黒字にもっていくという計画を立てている状況ですので、決してお約束できる数字というところまでは申し上げられません。

下水は生活インフラの一番大事なところですので、一般会計としても 担保していかなければなりませんので、全体的な計画の中でこの金額を 捻出できるように努めていくという状況です。

(会長)議論としてはよろしいでしょうか。

このあと、パブリックコメントを行っていくことになりますが、先ほどの確認点のパターン2(令和5年度に資本比率50%、令和10年度に60%)、こちらの方をベースとしてやっていくということで、この場ではよろしいでしょうか。

### (質問、異議等なし)

- (会長)では、このパターン2の方で、これを含めてパブリックコメントを行っていきます。
- (幹 事)本日、御審議をいただきました鎌倉市公共下水道経営戦略素案、鎌倉市下水道事業収支見通し試算について、いただいた御意見を反映させた内容を11月から鎌倉市ホームページや市役所ロビー、図書館を閲覧場所として30日間のパブリックコメントを実施します。その後、パブリックコメントでいただいた御意見に対して対応方針を決定し、内容を反映した経営戦略素案、収支見通し試算を次回審議会に御提案します。また、次回の審議会には、鎌倉市長への答申文案についても議案とし、御審議いただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
- (会 長)本日の議題については、以上となります。皆さん御協力ありがとうございました。
- (事務局)次回、幹事から御説明しましたパブリックコメントの後の審議会ですが、 令和2年度第4回鎌倉市下水道事業運営審議会につきましては、誠に恐れ入りますが、ここ山崎浄化センターにおきまして、12月24日(木)午後2時30分から開催いたします。日程の御確認をお願いします。委員の皆様には開催日が近づきましたら事務局から御案内します。

また、本日以降の予定ですが、11月に鎌倉市においてパブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントの実施期間は30日となっておりますので、次回12月24日の審議会では、パブリックコメントに基づき、鎌倉市の対応方針をお示しします。したがいまして1月の審議会は、1月21日(木)、22日(金)を候補日としますので、調整については次回の審議会で行います。

早ければ12月の段階で答申となりますが、1月21日又は22日に答申となった場合は、2月2日ですが鎌倉市長に答申書をお渡しいただきます。現段階では、令和3年2月2日(火)16時30分からの予定です。

(委員) 恐縮ですが、最後に一言、下水道使用料がなるべく抑えられるようにす

ることが望ましいですが、そのためには、大口の企業に来てもらうということが大きな助けになると思いますが、一方、野村とか資生堂とか鎌倉から引き揚げていますよね。今後市民としては、なんとか大型の会社に来てほしいと思います。鎌倉市としてもがんばっていただきたい。

(幹 事) この点については、素案の30ページ、「2将来の事業環境(1)市全体(人口、土地利用)」のところの下に「土地利用については、大船地域の都市機能強化に加え、深沢地区において旧鎌倉清算事業団跡地(約32ペクタール)で再開発事業を予定しています。」とあり、鎌倉市に残された唯一の大規模な用地となりますので、鎌倉市としても鎌倉、大船に次ぐ第3の都市拠点として、今まちづくりを行うということで進めています。少なからずこれに期待しているところがありますので、今おっしゃられたところは、市も能動的に動いているという御理解をいただければと思います。

今、まちづくりの計画づくりをしておりまして、清算事業団用地 8.1 へクタールは既に鎌倉市が先行取得し、これに加えて元国鉄大船工場だったところが J R さんに引き継がれまして、 J R さんの工場も移転しましたので、一緒にまちづくりを進めていこうということで計画を進めています。併せて、柏尾川を隔てた藤沢市になりますが、藤沢市側に貨物の跡地が 3.6 ヘクタールあり、藤沢市もこれを取得され新たなまちづくりを計画しており、両市合わせてまちづくりをする中で、 J R 東海道本線の新駅を誘致していくことで今動いているという状況です。

- (委員)藤沢市は、日本でも住みたいまちということですが、鎌倉市はがんばれないのですか。
- (幹事)鎌倉もいつもだいたいベスト10くらいに入っています。
- (会 長)追加で、意見とかがあれば追加をしていただく時間はありますか。
- (幹 事)審議会は、本日は終了しましたけれども、資料につきまして、御意見があります方は、10月14日(水)までにメール等でいただければ修正を行い、修正後の内容について、メールや郵送で委員の皆さんにお返ししたいと思っています。

今後の審議会の諮問についてですが、本日の収支見通しでも下水道使用料の改定を実施しなければ、下水道経営は困難な状況にあることから、現在諮問しております、「鎌倉市公共下水道経営戦略について」に答申をいただいた後、改めて下水道使用料の改定について令和3年3月頃を目途に諮問させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

- (委員) 一つだけ、試算表の2-2の方について教えてください。 下の資本的収支計算の方で、資本的支出に企業債償還金とありますが、 償還金に対する国からの補助は、国からの交付税を受けない団体という ことでないのでしょうか。
- (幹 事)交付税算出の際の基準財政需要額、いわゆる必要な額の参入の際には、 この企業債償還金の金額を算入するということで鎌倉市は計算に入れて いますが、これを加えても収入額が上回っているという状況ですので、 結果的に交付税の不交付団体ということになっています。
- (委員) 一言でいうと、鎌倉市は主体的で自立した団体、国からの補助を受けな いという意味において素晴らしいと思います。
- (会 長) 余談ですが、全国、地方の町村でも同じように下水道の戦略を試算しなければならない、そもそも人口が半分以下になってしまう。収入を考えると、絶望的なところが老朽施設が故障だらけになってどうするのだというところを見れば、このように議論をしてとりあえず 0 のところまでもっていける、何とかなりうる自治体かなと言えると思います。まじめに議論すればするほど頭を抱える自治体も相当あります。
- (会長)本日は、ありがとうございました。

以上